

件名	愛媛県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例
主管課	保健福祉課医療対策室
根拠法令等	看護師等修学資金貸与制度実施要綱
<p>【改正の概要】</p> <p>看護職員を養成する学校又は養成所（看護職員養成施設）に在学する貸費生であった者が、卒業後、特定施設（病床数 200 床未満病院等）に 5 年以上継続就業すれば返還免除（当然免除）となる。今回、老人病棟に関する国の取扱いの変更及び国立療養所等の独立行政法人化等に伴い、看護師等修学資金貸与制度実施要綱の一部改正により、修学資金の返還の債務が当然免除となる施設が改正されたので、本条例についても所要の整備を行う。</p> <p>(1) 老人病棟に関する国の取扱いの変更によるもの（第 6 条第 1 号ア関係）</p> <p style="padding-left: 40px;">医療法及び診療報酬基準の改正に伴い、老人病棟制度が廃止されたことに伴うもの</p> <p style="padding-left: 80px;">医療法に基づく特例許可老人病棟を有する病院 削除</p> <p style="padding-left: 80px;">基本診療料の施設基準等に規定する老人病棟を有する病院</p> <p style="padding-left: 120px;">65 歳以上の者の入院比率が 60 パーセントの病棟を有する病院</p> <p>(2) 国の施設の独立行政法人化に伴う規定整備（第 6 条第 1 号エ及びケ関係）</p> <p style="padding-left: 40px;">国立療養所 独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関</p> <p style="padding-left: 40px;">心身障害者福祉協会法第 17 条第 1 項第 1 号の規定に基づき設置された福祉施設（のぞみの園）</p> <p style="padding-left: 80px;">独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法第 11 条第 1 号に規定に基づき設置された施設</p>	
施行日	公布日施行
<p>〔返還免除対象施設の現状〕</p> <p>ア 200 床未満病院 121 80%以上精神病床の病院 17 特例許可老人病棟等 なし</p> <p>イ 診療所 1,901</p> <p>ウ 重症心身障害児施設 県内で 1 施設のみ（南愛媛療育センター（広見町））</p> <p>エ 国立療養所 国立療養所愛媛病院（独立行政法人国立病院機構へ移行）</p> <p>オ 母子健康センター</p> <p style="padding-left: 40px;">（四国中央市（伊予三島）、砥部町、保内町、西予市（三瓶）、三間町、城辺町）</p> <p>カ 特定町村（人口 5,000 人未満で保健師 1 人以下設置町村） 現時点では、魚島村が該当</p> <p>キ 介護老人保健施設 59 施設</p> <p>ク 訪問看護事業所 973 施設</p> <p>ケ 「のぞみの園」（群馬県）のみ</p> <p>〔修学資金貸付金の現状〕</p> <p>貸与月額 保健師・看護師等 国公立 32,000 円 民間立 36,000 円</p> <p>貸与者数 16 年度（新規分 9 名 継続分 39 名）</p> <p>免除対象者等 15 年度 66 人</p>	